

第13回 韓・日国立図書館業務交流 I

デジタル資源を利用した障害者図書館サービス

チャン・ポソン / 国立障害者図書館支援センター

目次

- I. はじめに
- II. 大韓民国の障害者図書館サービス政策
- III. デジタル資源の納本／寄贈を通じた障害者用代替資料の製作
- IV. 国立中央図書館の障害者サービス空間「障害者が情報を享受する場」
- V. おわりに

1. はじめに

大韓民国の障害者を対象とする図書館サービスは、まだ足踏み段階ではあるが、徐々に力強い跳躍を準備している。その出発が国立中央図書館所属の国立障害者図書館支援センター（以下「センター」という。）の設立である。センターは、改正された図書館法により2007年5月22日に設立された。センターはこれまで分散して推進されてきた障害者図書館サービスを総括し、「障害者に対する図書館サービス国家施策」等を策定し、施行している。特に昨年11月23日に「障害者図書館サービス先進化方策」という国家総合対策を発表し、「障害者の知識情報アクセス機会の大幅拡大」を目標に、実質的な障害者図書館サービス政策機能の遂行に主眼を置いている。本稿は、センターで遂行する国家障害者図書館サービス政策と、デジタル資源の納本と寄贈を通じた障害者用代替資料製作及びサービス、そして国立中央図書館内の障害者のためのサービス空間である「障害者が情報を享受する場」の紹介により構成されている。

2. 大韓民国の障害者図書館サービス政策

大韓民国の障害者図書館サービス政策は、前述した「障害者図書館サービス先進化方策」により推進されている。推進戦略は、1) 代替資料の画期的な拡充と製作システムの改善および既存資料の活用を最大化させること 2) 障害者の読書需要を創り出すために障害者図書館の支援を強化すること 3) 障害者図書館サービスについての社会的責任と参加を広めること 4) 障害者図書館の専門性向上を通じて、障害者に実質的に役立つ図書館サービスを施行すること、が挙げられる。これに関連する主要事業内容は以下のとおりである。

第一に、2010年度に、障害者用代替資料2,000種(当該年度の韓国の出版物の約4%)を製作し、配布する。サービス対象は、視覚及び聴覚障害を有する児童、青少年、大学生、成人等であり、電子点字図書、デジタル音声図書(DAISY)、画面解説映像物、点字楽譜、手話映像図書等の多様な媒体が製作され、配布される予定である。また、2013年までに当該年度出版物(約5万種)の約10%(約6,000種)にまで拡大していく予定である。

第二に、公共図書館などに対し、障害者用補助工学機器普及及び文化プログラムの支援を強化している。さらに全国に分散し管理されてきた障害者用の代替資料を一か所で統合検索し、管理することができる「障害者図書館統合管理システム(KOLASIA:Korean Library Automation System In Able)」を開発し、無料で普及している。

第三に、今年8月から、障害者が利用する「本を読む障害者電話サービス」の通信料金負担を軽減させる通信料金バウチャー制度(電話料金の50%を支援)も施行している。

3. デジタル資源の納本/寄贈を通じた障害者用代替資料の製作

センターは、障害者図書館サービスについての社会的責任と参加を拡大しようと「音の本を分かち合う場」(<http://nanum.dibrary.net>)という社会的キャンペーンを推進している。「音の本を分かち合う場」は、印刷物を読めない障害者のために、国立中央図書館が著者や出版社からデジタルファイルの寄贈を受けて、点字や録音図書などに速に変換して、オンラインを通じて障害者が簡単にアクセスできるようにした知識情報共有の場である。寄贈された資料は、著作権技術保護装置(DRM)により認証された者のみ閲覧可能である。出版社は、デジタルファイルを寄贈した図書であることを読者に広く知らしめるために本が発刊される時、本の表紙に「音の本を分かち合う場寄附図書」

というロゴを付して印刷する。



音の本を分かち合う場



音の本を分かち合う場 寄附図書

また、2009 年 3 月 25 日に改正された図書館法第 20 条第 2 項および同法施行令第 13 条第 2 項に基づき、国立中央図書館は、障害者のための読書資料、学習教材等の製作および配布の業務を遂行するために必要な場合、図書館資料（図書、逐次刊行物、加除式資料、電子資料等）を発行または製作した者に、デジタルファイル形態での納本を要請することができる。デジタルファイル形態とは「コンピュータを利用して点字、録音、大活字などに容易に変換できる『.txt』『.doc (ms word)』『.hwp (ハングルワードプロ)』等のファイル」を意味する。納本された資料については、補償金の支給を通じて創作著作物に対する権利を認めている。納本ファイル形態と納本補償金支給基準は、学界、図書館界、出版界などの専門家で構成された国立中央図書館「図書館資料審議委員会」の「デジタルファイル資料分科委員会」により定められる。〈表 1〉は、デジタルファイル納本補償費支給基準である。さらに追加して納本が要請されたデジタルファイルの納本時期は国立中央図書館の要請を受けた日から 10 日以内である。しかし現在、確実に履行するための強制力を伴った規定は定められていない。

〈表 1〉デジタルファイル納本補償費支給基準

区分	納本ファイル	補償費
10 日以内	txt, doc, hwp	図書定価の 7 倍
	quark, Adobe Indesign	図書定価の 6 倍
10 日以後	txt, doc, hwp 等すべて	図書定価の 5 倍

このように寄贈および納本された資料は、電子点字図書、デジタル音声図書として製作され、国立中央図書館障害者ポータル (<http://able.dibrary.net>) サイトに搭載されてストリーミングおよびダウンロードサービスが可能となる。特に国立中央図書館は、ウェブ基盤デジタル音声図書 (DAISY) 製作ツール (tool) を開発し、国内の点字図書

館が無料で利用できる環境を整備した。



「音の本を分かち合う場」とは？
印刷物を読むことができない障害者のために国立中央図書館が著者や出版者からデジタルファイルを寄贈され点字や録音図書等に素早く返還してオンラインを通じて障害者が容易く便利にアクセスすることができるようにする知識情報共有の場を言う。

◎代替資料製作過程モデル



利用者 (点字図書館・盲学校等) 障害者ポータルアップロード (点字・音声) 利用者 (個人)

<図 1> 音の本を分かち合う場およびデジタル音声図書著作ツールサイト
(<http://nanum.dlibrary.net>)

4. 国立中央図書館の障害者サービス（障害者が情報を享受する場）

国立中央図書館は 2009 年 4 月 13 日障害者知識情報サービス空間である「障害者が情報を享受する場」を開室した。障害者が情報を享受する場は空間設計から補助工學機器選定に至るまで、当事者である障害者の参加によって作られた利用者中心のサービ

ス空間で、主要施設では対面朗読室、点字製作室、映像室、情報検索台、閲覧スペースなどがある。

内部写真	代替資料製作室	情報検索台
		
視覚障害者のための 対面朗読室	聴覚障害者のための映像室	補助工学機器
		

<図2> 国立中央図書館「障害者が情報を享受する場」主要施設の現況

障害者が情報を享受する場は、障害者福祉カードを所持する16歳以上の障害者で登録済みの者は誰でも利用が可能であり、担当職員が障害者である利用者にあらゆるサービスを直接提供する。特に各分野別専門ボランティアメンバー（現在50人程度）を配置し、連携してマンツーマンで障害の種類に合わせたサービスを提供している。あわせて、移動に困難を伴う障害者を対象に図書館と直近の地下鉄駅との間でコールタクシーを活用した移動支援サービスを運営中であり、サービスが必要な障害者は誰でも予約して無料で利用することができる。

5. おわりに

今後、大韓民国の障害者図書館サービスは、障害者がどこでも気軽に必要な知識情報を得ることができるように、知識情報にアクセスする機会を大幅に拡大する方向で積極的に推進していこう。また、国立中央図書館は「障害者が情報を享受する場」が、障害者の情報の広場であるとともに、夢と幸福を与えてくれる空間として位置づけられ、全国の公共図書館や大学図書館においても設置され運営されるように積極的に推進して行きたいと考えている。